② ネットへの悪口の書き込みについて考える！

残念ながら、ネットに他人の悪口を書き込み、青少年が加害者として逮捕される事例が多発しています。あなたの書き込みは大丈夫ですか？法的な面から考えてみましょう。

【演習１】ネットへの悪口の書き込みについて考えてみましょう！

Ａさんが、同級生のＢさんの悪口をネットに書き込みました。

「◆◆高校○年○組のＢさんは、期末テストで０点をとった。」

どうしよう？

「Ｂさんは本当に頭が悪い！」「性格が悪いから、友だちがいない！」

|  |  |
| --- | --- |
| C:\Users\tip-off\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\T1Z10GB2\MC900417478[1].wmfあなたは、この書き込みを見ました。どうしますか？まず、あなたひとりで考えてみましょう。その後、となりの友人に相談してみましょう。 | |
| あなたひとりで考えた意見 | 友人に相談して考えた意見 |

|  |  |
| --- | --- |
| トピック | 名誉毀損（めいよきそん）という罪！　刑法 第２３０条 |
| （条文）  公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず  ３年以下の懲役若しくは禁錮又は５０万円以下の罰金に処する。  （解説）  公然と…不特定または多数の人が認識できる状態のことです。  →ネットは不特定または多数が閲覧可能ですから「公然と」に該当します。  →メールも数名に送信すれば「公然と」に該当する可能性があります。  事実を摘示し…人の社会的評価を低下させる事実を告げることをいいます。  名誉を毀損…社会的評価を害する危険性を生じさせることをいいます。  →実際に社会的評価が害されたかどうかは問題ではありません。  事実の有無に…書き込み内容が本当のことでも、そうでなくても該当します。  演習１のＡさんの場合、Ｂさん個人を特定できる状態で「テストで０点をとった」という事実を示しＢさんの社会的評価を低下させていますので、名誉毀損に該当する可能性があります。また、「頭が悪い！」「性格が悪い！」という書き込みの部分は、侮辱（刑法 第２３１条）に該当する可能性があります。 | |

ネットの外で解決！

信頼できる大人に相談！

|  |  |
| --- | --- |
| まとめ | ネットに悪口を書き込まない！ |
| C:\Users\tip-off\AppData\Local\Microsoft\Windows\Temporary Internet Files\Content.IE5\Z8A9D3A7\MC900417476[1].wmfネットへの**悪口の書き込みは、人権を侵害する行為**です。「いたずら」のつもりでも、**重大な犯罪行為**であることを知りましょう。  また、トラブルが発生したら、**ひとりで悩まず、ネットの外で信頼できる大人（先生、保護者、警察）に相談**しましょう。相談するときには、被害の状況がわかるように証拠を保全しておきましょう。 | |

参考資料　　　　インターネットに関連する法令等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ネットへの書き込み等の例 | 関連する法令等 | 解　　　説　　　　　　**※**…罰則の例 |
| 「◆◆高校３年●●●●●」  「テストで0点とった」「性格悪い」  人物を特定できる誹謗文書の書き込み | 名誉毀損  刑法 第230条 | ・その内容が事実か否かに関係なく、公然と人の名誉を傷つける行為をいう。  **※**３年以下の懲役もしくは禁固又は５０万円以下の罰金 |
| 侮辱  刑法 第231条 | ・事実を示さなくても、公然と人を侮辱する行為をいう。  **※**拘留又は科料 |
| 「明日、オマエをぶっ殺してやる」  人物を特定して脅す書き込み | 脅迫  刑法 第222条 | ・人の生命、財産、身体、名誉、自由に対して害悪を告知すること。  **※**２年以下の懲役又は３０万円以下の罰金 |
| 「◆◆高校に爆弾を仕掛けた」  業務を妨害するための書き込み | 偽計業務妨害  刑法 第233条 | ・虚偽の風説を流布し、又は偽計を用いて人の業務を妨害する行為をいう。  **※**３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金 |
| 威力業務妨害  刑法 第234条 | ・威力を用いて人の業務を妨害する行為をいう。  **※**３年以下の懲役又は５０万円以下の罰金 |
| 「ゲーム機を激安で売ります」  金品を騙し取る目的の書き込み | 詐欺  刑法 第246条 | ・人を欺いて金品等を騙し取る行為をいう。  ・持っていない品物をネットオークションなどに出品し、購入相手から代金が支払われたものの品物を送付せず、お金を騙し取る行為をいう。  **※**１０年以下の懲役（未遂も罪） |
| 「覚せい剤を激安で売ります」  禁止薬物の取引を目的とする書き込み | 覚せい剤取締法  刑法 第41条 | ・覚せい剤の所持、使用、譲渡、譲受等の行為をいう。  **※**１０年以下の懲役 |
| 「私とＨしたいオジサンいませんか」  「私は１６歳のＪＫです」  「￥２～デートします」  性交等の相手や  援助交際の相手を探す書き込み | インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（出会い系サイト規制法）第6条 | ・出会い系サイトを利用し、大人が１８歳未満の児童に性交等の相手をして欲しい、お金を払うから交際して欲しいなどと書き込むこと。  ・１８歳未満の児童が性交等の相手や援助交際の相手を探す書き込みをすることは法律で禁止されており、処罰の対象となる。  **※**１００万円以下の罰金 |
| 「自撮りしたＨな写真を送ります」  「私は１６歳のＪＫです」 | 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律  第7条 | ・児童ポルノを製造、所持、運搬、提供などをする行為をいう。  ・児童ポルノを内容とする電磁的記録を電子メールで相手方に送信し、相手方の受信箱に入れる行為をいう。  ・この法律において「児童」は１８歳に満たない者をいう。  **※**１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金 |
| 他人のＩＤやパスワードを盗み取り、それを使用して買い物やサービスを  利用する。 | 不正アクセス行為の禁止等に関する法律  第3条　第4条　第5条 | ・他人のＩＤやパスワードなど無断で使用したり、システムのセキュリティーホールを攻撃してアクセス制限されているコンピュータに侵入したりする行為をいう。  **※**３年以下の懲役又は１００万円以下の罰金  ・他人のＩＤやパスワードなどを第三者に無断で提供する行為のこと。  **※**１年以下の懲役又は１００万円以下の罰金 |
| 「◆◆高校３年●●●●●です」  「彼氏を募集しています」  「０９０ＸＸＸＸ…」  「連絡ください」  他人の写真や個人情報を、  本人に無断で公開する。 | プライバシー権の侵害  損害を賠償する責任  民法 第709条 | ・私生活上の秘密と名誉を第三者に侵害されない権利。  （実名、住所、電話番号、メールアドレス、学校、年齢、性別、病歴等）  **※**不法行為による損害賠償 |
| 肖像権の侵害  損害を賠償する責任  民法 第709条 | ・肖像（人の姿・形及びその画像など）が持ちうる人権（人格権、財産権）を侵害する行為をいう。顔写真を公開する場合は、写されている人の承諾が必要であり、承諾なく公開すれば肖像権侵害として不法行為となる。  **※**不法行為による損害賠償 |
| 著作権法  第119条 | ・本の記事や写真をカメラ付き携帯電話で撮影し、ネットの掲示板等に勝手に配信して掲載する行為をいう。  ・ゲームやアニメのキャラクター等を無断で利用する行為も該当する。  **※**権利侵害　５年以下の懲役又は５００万円以下の罰金 |

注）法令の解説や罰則の例などは、その内容が変更になっている可能性があります。

注）罰則の例は、全てのケースに一律に適用されるものではありません。**あくまでも参考資料です。**

参考：文部科学省　平成20年11月12日「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集